

四万十川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

（名称）

- 第1条 この会議は、「四万十川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。
- 2 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規程に基づき設置する。

（目的）

- 第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、四万十川・中筋川・後川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、河川管理者、県、市等が連携して減災のための目標を共有し、計画的に推進することにより、四万十川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織の構成）

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、四国地方整備局中村河川国道事務所計画課及び四万十市防災まちづくり課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 5月24日から施行する。

本規約は、平成30年 2月21日に改正する。

本規約は、令和 元年 5月31日に改正する。

本規約は、令和 2年 6月10日に改定する。

本規約は、令和 3年 5月26日に改定する。

本規約は、令和 4年 6月 7日に改定する。

本規約は、令和 5年 6月 5日に改定する。

本規約は、令和 7年 6月 2日に改定する。

本規約は、令和 8年 5月28日に改定する。

別表 1

国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所長

国土交通省四国地方整備局 渡川ダム統合管理事務所長

国土交通省国土地理院 四国地方測量部長

気象庁 高知地方気象台長

高知県 土木部長

高知県 危機管理部長

高知県 幡多土木事務所長

四万十市長

別表 2

国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所 副所長

国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所 計画課長

国土交通省四国地方整備局 渡川ダム統合管理事務所 管理課長

気象庁 高知地方气象台 防災管理官

高知県 土木部 河川課チーフ（計画担当）

高知県 危機管理部 危機管理・防災課チーフ（防災担当）

高知県 幡多土木事務所 技術次長

高知県 幡多土木事務所 河港建設課長

四万十市 副市長

四万十市 防災まちづくり課長

四万十市 建設課長

四万十市 高齢者支援課長

幡多中央消防組合 四万十消防署長

四万十市自主防災会連絡会議 会長

国土地理院四国地方測量部 防災・地理空間情報管理官

渡川水系水防連絡会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、渡川水系水防連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、四万十川・中筋川・後川における水害を防止し、又は軽減するため水防に関する連絡及び調整の円滑化を図り、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を協議・決定し実施する。

- (1) 水防警報の連絡系統及び水防に必要な情報の提供に関すること。
- (2) 水防区域の巡視に関すること。
- (3) 水防体制に関すること。
- (4) 水防訓練及び水防に係る広報に関すること。
- (5) その他連絡会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 連絡会は、次に掲げる機関によって組織する。

- (1) 四万十市
- (2) 高知県幡多土木事務所
- (3) 国土交通省中村河川国道事務所
- (4) 国土交通省渡川ダム統合管理事務所
- 2 連絡会に、会長・副会長を置く。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理するものとし、四万十市長をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、高知県幡多土木事務所長及び国土交通省中村河川国道事務所長をもってこれに充てる。

(幹事会)

第5条 連絡会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する事項を予め整理するとともに、連絡会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる者（以下「幹事」という。）によって組織する。
- 4 幹事会に幹事長・副幹事長を置く。
- 5 幹事長は、幹事会を主宰し、これを招集するものとし、幹事の中から選任しこれに充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、幹事の中から選任しこれに充てる。

(総会)

第6条 総会は、年度当初及び会長が必要と認めたとき、会長がこれを招集する。

(任期)

第7条 会長・副会長及び幹事の任期は、その職にある期間とする。

(事務局)

第8条 連絡会の事務を処理するため、事務局を会長の在勤する官署に置く。

- 2 事務局の運営に関し、必要な事項は幹事長が定める。

(規約の改正)

第9条 本規約を改正する必要があると認めるときは、総会の決議により、これを行うことができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が総会にはかつて定める。

別表（第5条第3項関係）

幹 事 長	四万十市防災まちづくり課長
副 幹 事 長	高知県幡多土木事務所技術次長
〃	国土交通省中村河川国道事務所副所長（河川）
幹 事	四万十市建設課長
〃	高知県幡多土木事務所河港建設課長
〃	国土交通省中村河川国道事務所工務第一課長
〃	国土交通省中村河川国道事務所河川管理課長
〃	国土交通省渡川ダム統合管理事務所管理課長
〃	四万十消防署長
〃	四万十市消防団長